

産業医科大学研究不正行為の防止等及び対応に関する規程

産業医科大学研究不正行為等防止に関する規程（平成 27 年 3 月 3 日産医大規程第 7 号）の全部を改正する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、産業医科大学（以下「本学」という。）において行う研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為が生じた場合に、適切かつ迅速に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において「不正行為」とは、研究活動において故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、研究者倫理に背馳する行為。
- (5) 前各号に掲げる証拠隠滅又は立証妨害。

2 この規程において「研究者等」とは、学校法人産業医科大学（以下「学校法人」という。）と雇用関係のある職員、派遣契約その他の契約等に基づき学校法人の業務に従事する者及び本学の大学院生、学部学生、留学生、研究生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

3 前項に規定する研究者等には、過去の雇用関係等において、研究活動を行った者を含むものとする。

4 この規程において「学部等」とは、医学部、産業保健学部、大学院医学研究科、産業生態科学研究所、教育研究支援施設、産業医科大学病院、産業医科大学若松病院、産業医実務研修センター、国際センター及びその他産業医科大学組織規程(昭和 53 年規程第 1 号)に規定する組織をいう。

5 この規程において「資金配分機関等」とは、研究資金提供機関、関連論文掲載機関、関連教育研究機関をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を10年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 研究責任者又は研究指導者は、研究分担者、大学院生、学部学生等で研究に携わる者に研究ノートの記載及びその方法を適宜指導し、管理しなければならない。
- 5 研究者等は、研究結果、各種測定データ、実験手技等の記録について、論文等研究成果の発表後も保管し、他者からの問合せ又は照会に対応できるように整備しなければならない。
- 6 研究者等は、共同研究により研究結果を論文等で発表するときは、責任著者と共著者との間で責任の分担を適切な方法で明確化しなければならない。
- 7 研究者等は、論文発表において、二重投稿等の研究者として通念上不適切な行為を行ってはならない。
- 8 研究者等は、研究費の使用に当たっては、学校法人が定める諸規則、その他法令及び研究資金を提供する機関の定めなどに従い適正に使用しなければならない。

第2章 不正行為の防止等に関する体制

(責任体制及び委員会の設置)

第4条 学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学における研究活動の最終責任を負う最高管理責任者として、不正行為の防止及び不正行為に対応するため、研究不正行為等防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 副学長のうち学長が指名する者
 - (2) 大学院医学研究科長
 - (3) 産業医科大学倫理委員会委員長
 - (4) 医学部教授会から選出された者 1名
 - (5) 産業保健学部教授会から選出された者 1名
 - (6) 産業生態科学研究所教授会から選出された者 1名
 - (7) 学長が必要と認める者 若干名

- 3 委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。
- 4 第2項第4号から第7号までに規定する委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 7 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。
- 8 委員会は、必要に応じて開催する。
- 9 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 10 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 当該不正行為に利害関係を有する委員は、当該不正行為に関する全ての審議に加わることができない。

（学部等責任者）

第5条 学部等の長は、当該組織における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

（研究不正防止責任者）

第6条 学長は、産業医科大学研究不正防止組織統括（ガバナンス）に関する規程第8条第3項の規定に基づき、各教授会から選任された研究不正防止責任者を置く。

（研究倫理教育責任者）

第6条の2 学長は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、研究不正防止責任者をもって充てるものとする。研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

第3章 告発の受付

（告発の受付窓口）

第7条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、受付窓口（以下「告発窓口」という。）を大学事務部大学管理課に置き、告発窓口責任者は大学事務部長をもって充てる。

（告発の受付体制）

第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、書面、ファクシミリ、電子メ

ール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容を明示し、かつ、不正とする合理的理由を示すものとする。
- 3 告発窓口責任者は、匿名による告発について、学長と協議の上、必要と認める場合は、これを受け付けることができるものとする。
- 4 告発窓口責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに学長に報告するとともに、委員会へ報告するものとする。
- 5 告発窓口責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 学長は、新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができるものとする。

（告発の相談）

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発窓口は、告発の意思を明示しない相談があったときは、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 告発窓口責任者は、相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められていると認めたときは、学長に報告するものとする。
- 4 学長は、前項の報告があったときは、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（告発窓口の職員の義務）

第10条 告発窓口職員は、告発の受付に当たっては、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口職員は、告発の受付に際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないよう措置を講じるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、前条に規定する告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

- 第 11 条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 学長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
 - 3 学長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができるものとする。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
 - 4 学長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(告発者の保護)

- 第 12 条 学長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないように、適切な措置を講じなければならない。
- 2 学校法人に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいたと認めた場合は、理事長に当該内容を報告するとともに、その対応について協議を行うものとする。
 - 4 理事長又は学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいたと認めた場合は、学校法人産業医科大学職員就業規則（昭和 53 年規則第 4 号）（以下「就業規則」という。）その他の学校法人が定める諸規則の規定に基づき、その者に対して処分を行うことができる。
 - 5 理事長又は学長は、悪意に基づく告発であることが認められない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第 13 条 学校法人に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいたと認めた場合は、理事長に当該内容を報告するとともに、その対応について協議を行うものとする。

- 3 理事長又は学長は、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいたと認めた場合は、就業規則その他の学校法人が定める諸規則の規定に基づき、その者に対して処分を行うことができる。
- 4 理事長又は学長は、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第14条 告発者は、悪意に基づく告発を行ってはならない。

- 2 「悪意に基づく告発」とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するためなど、専ら被告発者及び被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
- 3 学長は、悪意に基づく告発を行った者がいたと認めた場合は、理事長に当該内容を報告するとともに、その対応について協議を行うものとする。
- 4 理事長又は学長は、悪意に基づく告発であったことを認めた場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 5 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関等及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知するものとする。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

- 第15条 第8条に規定する告発があった場合又は本学がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、委員会は予備調査委員会を設置するものとし、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。
- 2 予備調査委員会は、関係する学部等の長及び委員会が指名する教育職員2名によって構成する。
 - 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができるものとする。
 - 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等(以下「証拠資料等」という。)を保全する措置を講じることができるものとする。

(予備調査の方法)

第16条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項につい

て、予備調査を行うものとする。

- 2 予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきか否か検討し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第 17 条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査結果を委員会に報告するものとする。

- 2 委員会は、予備調査結果を踏まえ、本調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。
- 3 委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求めるものとする。
- 4 委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合において、資金配分機関等又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に速やかに開示できるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 委員会は、本調査を実施することを決定したときは、学長に報告するものとし、学長は、当該事案に係る研究費の資金配分機関等及び関係省庁に本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第 18 条 委員会は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、不正行為等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 調査委員会の委員（以下「調査委員会委員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 委員会の委員の中から委員長が指名した者 若干名
 - (2) 研究分野の知見を有する者 若干名
 - (3) 法律の知識を有する外部有識者 若干名
- 3 調査委員会委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者とし、全ての調査委員会委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 調査委員会は、原則、委員全員の出席により成立するものとする。
- 5 調査委員会の議長は、第 2 項第 1 号の委員の中から委員長が指名した者をもって充てる。

(本調査の通知)

第 19 条 委員会は、調査委員会を設置したときは、告発者及び被告発者に調査委員会委員の氏名及び所属を通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができ

る。

- 3 委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、申立て内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第 20 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 本調査を開始するときは、調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る証拠資料等の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができるものとし、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他関係者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 21 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関係する被告発者が実施中及び実施した他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第 22 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を講じるものとする。

- 2 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠資料等を保全する措置を講じるよう当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前 2 項の措置を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 23 条 学長は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関等又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等及び関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 24 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 25 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 20 条第 5 項に定める期間及び機会並びに機器の使用等の保障を与えなければならない。

第 6 章 不正行為等の認定

(認定の手續)

第 26 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認めた場合は、その内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認めた研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を委員会に報告し、委員会は調査結果に基づき認定するものとする。

2 前項に掲げる期間について、150 日以内に委員会に報告を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び報告の予定日を付して委員会に申し出て、その承認を得るものとする。

3 委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 委員会は、第 1 項及び第 3 項に定める認定を行ったときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 27 条 委員会は、調査委員会の報告によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆す

ことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第 28 条 委員会は、認定を含む調査結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に速やかに通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。

2 学長は、委員会から調査結果の報告を受けたときは、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。

3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 29 条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てを行うことができるものとする。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項に準じて、不服申立てをすることができるものとする。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとし、委員会は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員会委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に定める新たな調査委員会委員は、第 18 条に準じて指名するとともに、第 19 条に準じた手続を行う。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと認めた場合には、直ちに委員会に報告し、委員会は学長に報告するものとし、学長は、その決定を不服申立人に通知するものとする。

6 調査委員会は、前項の不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものとは、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて不服申立人に通知するものとする。

7 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行うことを決定した場合は、委員会に報告するものとする。

- 8 学長は、前項の報告を受けたときは、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 9 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。
- 10 学長は、不服申立てがあったときは、当該不正行為に係る資金配分機関等及び関係省庁に通知するものとし、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第30条 前条に規定する不服申立てについて、再調査を決定をした場合は、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。その場合においては、調査委員会は、直ちに委員会に報告し、委員会は学長に報告するものとする。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに委員会に報告し、委員会は学長に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して委員会に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 4 学長は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。
 - 5 学長は、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知するものとし、当該事案に係る資金配分機関等及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第31条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたと認めた場合は、調査結果を速やかに公表するものとする。
- 2 前項の公表は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公

表しないことができるものとする。

- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったと認定された場合は、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、その内容を含めて第2項に準じて調査結果を公表するものとする。
- 5 学長は、悪意に基づく告発が行われたと認めた場合は、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表するものとする。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第32条 学長は、本調査を行うことを決定したときから委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 学長は、資金配分機関等又は関係機関から被告発者の該当する研究費の支出停止等の措置を命じられた場合には、当該措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第33条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、研究費の使用中止を直ちに命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第34条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
- 3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第35条 学長は、研究活動上の不正行為がなかったものと認めた場合は、本調査に際する研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速

やかに解除するものとする。

- 2 学長は、研究活動上の不正行為がなかったものと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第 36 条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認めた場合は、理事長に当該内容を報告するとともに、その対応について協議を行うものとする。

- 2 理事長又は学長は、最終的に研究活動上の不正行為の存在があると確定したときは、被認定者に対して、就業規則その他の学校法人が定める諸規則の規定に基づき、処分を行うことができるものとする。

- 3 学長は、前項の処分について、該当する資金配分機関等及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知するものとする。

(是正措置等)

第 37 条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認めた場合には、必要に応じて是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）を速やかに講じるものとする。

- 2 学長は、関係する学部等の長に対し、是正措置等を講じるものとする。

- 3 学長は、第 1 項及び前項に基づいて行った是正措置等の内容を、該当する資金配分機関等及び関係省庁に対して報告するものとする。

(庶務)

第 38 条 研究活動上の不正行為等の防止等に関する庶務は、大学管理課において行う。

(雑則)

第 39 条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為等の防止等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。